

# 児童虐待 3 事例の検証のまとめ

さいたま市要保護児童対策地域協議会

事例検証会議

平成 1 9 年 8 月

## 1 事例検証会議の開催状況等

(1) 第1回 平成19年6月26日開催

事例1及び事例2を検証する。

(2) 第2回 平成19年7月20日開催

事例3の検証及び3事例を総括的に検証する。

## 2 会議の委員構成機関名

座長 埼玉弁護士会 鈴木経夫

委員機関名 さいたま家庭裁判所、埼玉県警察さいたま市警察部、さいたま市立病院小児科、NPO法人埼玉子どもを虐待から守る会、さいたま市民生委員児童委員協議会、さいたま市民生委員児童委員協議会主任児童委員連絡会、児童養護施設カルテット、国立武蔵野学院

## 3 各事例の概要

今回の検証は、死亡事例の2例及び重篤事例の1例を対象とした。

なお、本報告書では、個別事例の内容等に関し、プライバシー保護の観点から、ケースが特定されないよう配慮している。

### (1) 事例1

母子家庭。子どものおねしょやお菓子を勝手に食べたことに母親の交際中の男性が立腹し暴行し、4歳男児が死亡した事例。

### (2) 事例2

前夫との子で養育困難のため乳児院に入所措置され、その後母親は再婚し、第2子が誕生。子どもは乳児院を退所し、家庭引取りに合わせ他の児童相談所からの移管ケースとなる。子どもが言うことを聞かないのでしつけのために母親や養父から虐待を受け、3歳男児が重体となった事例。

### (3) 事例3

母子家庭であったが再婚後転入。無断で子どもがお菓子を食べ、養父が問い詰め「知らない」との返事をしたため、養父が立腹して暴行し、3歳男児が重体となった後、死亡した事例。

#### 4 検証結果の概要

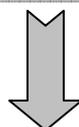
検証の結果、児童虐待防止対策について、「発生予防」、「早期発見・早期対応」、「保護・支援」の各段階ごとに明らかになった課題及びその解決に向けての対応については以下のとおりである。

##### (1) 発生予防に関するもの

###### 課題1

###### 3歳児という年齢層に注意が必要

自我の成長過程で、まだ自分の意思や欲求をうまく表現できない3歳及び4歳児が虐待の対象となってしまったことに注意が必要である。



###### 解決に向けての対応

###### 3歳児家庭への支援や地域での見守り

3歳6か月から4歳までの子どもに実施している3歳児健診については、子どもの発育発達状況だけでなく、育児環境等も含め総合的に判定できる仕組みを目指す必要がある。さらに、要支援に該当する家庭については、健診医療機関と保健センターが早期に連携できる工夫を検討するなど早期発見・対応を行える具体的な仕組みについての整備と保健センターが実施している支援の一層の徹底を図っていく必要がある。

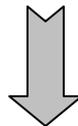
保健機関では、保護者が2歳～3歳児の発達の特徴を理解するために、1歳6か月健診における幼児期の発育発達の特徴を理解できる保健指導に努めるとともに、身近な機関で育児相談ができる環境等の整備検討が必要である。また、3歳児健診未受診家庭への支援方法については、その後全ての幼児を対象とした健診の機会がないことを認識した上での検討が必要である。

幼稚園や保育所など、子育て支援関係者による地域での見守り体制が重要である。特に、専門職である幼稚園教諭、保育士が感じた虐待リスクを関係機関で早期に共有でき、かつ要保護児童対策協議会等の活用やその開催を待たずしても多角的にアセスメントできる仕組みを検討し、具体的な方針に基づいた見守り体制を構築していくこと、また事例ごとの連携のあり方についても検討していく必要がある。

## 課題2

### 若年出産者への支援

子育てが孤立化しつつある状況から、特に若年出産者の不安を解消する支援の仕組みづくりが必要である。



## 解決に向けての対応

### 若年出産者への支援の強化

妊娠出産に伴い、不安を抱えた子育て世代が気軽に相談できる体制や事業の充実が重要である。

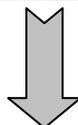
妊娠時からの支援のために、地域産科医療機関と連携し、妊娠期間中からの支援と出産後の早期の支援体制作りが必要である。

## (2) 早期発見・早期対応に関するもの

## 課題3

### 通告の周知・関係機関の連携の強化

プライバシーを重視する都市型社会では、密室で行われる虐待は、近隣からの通告がない場合、児童相談所をはじめ行政機関の対応は極めて困難である。



## 解決に向けての対応

### 通告周知の案内の徹底・関係機関の一層の連携強化

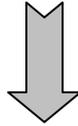
家庭内の見えにくい生活実態を把握するには、地域からの情報提供が必要であり、市民への通告の周知を促す。

普段着の家族に接することのできる保育園、幼稚園、学校、医療機関、福祉保健機関及び民生・児童委員や主任児童委員との相互の連携が欠かせないことから、要保護児童対策地域協議会を活用するなどにより関係機関の一層の連携の強化を図る。

#### 課題4

##### 家庭復帰時における虐待リスクの要認識

施設入所の措置理由が養育困難ケースであっても、施設退所の際は、虐待のリスクの認識を持つことが望ましい。



#### 解決に向けての対応

##### 家庭復帰時のアセスメントの強化

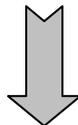
施設退所の際は、主たる養育者だけではなく、母・父・祖父母等の養育観や育児への協力姿勢及び泣きやまないといったリスク場面などを詳細にアセスメントすることが重要である。また、退所の際は、それまでの関係機関、今後関係する機関との事前協議の場を設け、地域の中での見守りや支援が切れ目なく展開できるようにアセスメントを含めた事前準備が重要である。

#### (3) 保護・支援に関するもの

#### 課題5

##### 転居ケースにおける児童相談所間の連携の強化

児童相談所間のケース移管については、十分な情報の共有化がなされなかった。



#### 解決に向けての対応

##### 転居ケースにおける児童相談所間の隙間のない引継ぎ

引継ぎの際は、情報伝達のしくみについて共通のルールを策定し対応することが重要である。